

SBC

First Tax

エスビーシー・ファーストタックス

2017年(平成29年)

4月5日(水)

発行: 税理士法人 SBC パートナーズ
大阪市北区太融寺町3番24号
日本生命梅田第二ビル3階

SBC Seminar

セミナー案内

資産の法人化セミナー 他

日時: 2017年5月12日(金)
13:30~16:00(開場13:10~)

講師: 税理士法人 SBC パートナーズ
中部統括取締役 税理士 小原 健嗣

対象: 経営者の皆さま

定員: 40名(先着順)

参加費: 1名様 3,000円(税込)
※当日会場にてお渡し下さい。

会場: 名古屋商工会議所
3階 第4会議室
愛知県名古屋市中区栄2丁目10-19
地下鉄伏見駅5番出口より南へ徒歩5分

お問合せ: 税理士法人 SBC パートナーズ
Tel: 053-578-0358

(担当: 齊藤・池田)

所得税等確定申告の再チェックを! 税額を少なく申告した時は「修正申告」

2016年分所得税の確定申告は3月15日に終了したが、申告内容を再チェックすることも必要だ。確定申告をした後で計算誤りなど申告した内容に間違いがあることに気づいたときは、申告した内容を改めることになる。税額を少なく申告していた時は、「修正申告」をして正しい税額に修正する。

修正申告によって新たに納付する税額には、法定納期限の翌日から完納する日までの期間について延滞税がかかるので、併せて納付する必要がある。2017年中の延滞税の割合は、法定納期限の翌日から2ヵ月を経過する日までの期間は、年2.7%、納期限の翌日から2ヵ月を経過した日以降の期間は、年9.0%となる。

修正申告をしたり、税務署から申告税額の更正を受けたりすると、新たに納める税金のほかに過少申告加算税がかかってくる。この過少申告加算税の金額は、新たに納めることになった税金の10%相当額だが、新たに納める税金が当初の申告納税額と50万円とのいずれか多い金額を超えている場合は、その超えている部分については15%になる。新たに納める税金は、修正申告書を提出する日が納期限となる。

また、税務署の調査を受ける前に自主的に修正申告をすれば、過少申告加算税はかからない。ただし、2017年1月1日以後に法定申告期が到来するもの(2016年分以後)については、調査の事前通知の後にした場合は、50万円までは5%、50万円を超える部分は10%の割合を乗じた金額の過少申告加算税が、さらに、確定申告が期限後申告の場合は無申告加算税がかかる場合がある。

申告期限から1ヵ月以内に行われた自主的な申告であり、納付すべき税額は期限内に全額納付しているなど、期限内申告の意思があったと認められる場合には、無申告加算税は課されない。それ以外の場合には、納める税金のほかに、原則、納付税額の15%(50万円超の部分は20%)の無申告加算税が課される。ただし、税務署からの調査通知前の自主的な期限後申告は5%に軽減される。

Scope

更正の請求

税金を払いすぎてしまった場合は、原則として法定申告期限から5年以内であれば、更正の請求をして納め過ぎた税金を還付してもらえます。更正の請求ができる期間は、2016年分の所得税・個人事業者の消費税については、ともに2022年3月31日までとなります。税務署は、更正の請求書が提出されると、その内容を調査し、その請求内容が正しいと認められれば、納め過ぎた税金を還付してもらえます。

【注意】当記事に記載されている情報に万が一誤りがあった場合、または当記事を利用することにより生じた損失や損害などについては、いかなる場合も一切の責任を負いません。あらかじめご了承ください。